

VI. 密輸防止に向けた税関の取り組み

1. 取締・検査機器、先端技術の有効活用

(1) X線検査装置

輸出入される商業貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、よりの確な検査の実施を可能とするため、各種のX線検査装置を配備し、覚醒剤・大麻等の不正薬物や銃砲等の密輸摘発に活用しています。

このうち、大型X線検査装置については、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した密輸事犯が発生している状況を踏まえ、2001年の横浜港への導入以降、全国15カ所（13港）に配備しています。これまでコンテナ貨物の全量取出検査については、コンテナ1本あたり約2時間を要していましたが、この装置の導入により、約10分で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮されました。

近年では、貨物の内部構造を3次元画像で把握することができるX線CTスキャン検査装置を導入し活用しています。また、X線CTスキャン検査装置から得られる情報とAI等の先端技術を用いた不正薬物の自動検知機能を開発したことから、当該機能も活用し、巧妙化する不正薬物等の密輸手口に対応することとしています。



（２）AI によるX線検査画像審査支援

AI は、画像、テキスト等のデータを大量かつ高速で処理、分析することが可能で、業務の高度化・効率化等を図ることが期待されます。税関では、大型 X 線検査装置により得られる検査画像から異常を検知するAIの開発に向けた実証実験を進めています。

（３）監視艇

海港等における密輸及び漁船等を利用した洋上取引を取り締まるため、監視艇を活用し、広範囲にわたる監視取締りを実施しています。



（４）麻薬探知犬



1979 年に米国税関の協力を得て 2 頭を導入したことに始まり、現在は、全国の税関に約 130 頭を配備しています。主に、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の輸出入検査等に活用されており、これまで、多くの大麻・覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。また、2002 年にはテロ対策の一環として爆発物探知犬を導入し、2024 年には不正な現金の持ち出しを取り締まる目的で紙幣探知犬を導入しました。

（５）埠頭監視カメラシステム

1996年 3 月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めています。



(6) 門型金属探知機

金地金の密輸に対して2017年に導入し、現在では全国税関空港や各海港に配備しています。これにより、従来の携帯型金属探知機と比べ、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通関を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りが可能となりました。



(7) 不正薬物・爆発物探知装置

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品、国際郵便物等の表面を拭き取り、採取した検体をイオン化し、質量を分析することで、隠匿された覚醒剤等の不正薬物及び爆発物を探知することが可能な装置であり、これまで多くの覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。当該機器は、検査対象貨物を破壊することなく、短時間で、隠匿された不正薬物及び爆発物を探知することが可能であることから、迅速且つ厳格な検査が可能となりました。



(8) 税関検査場電子申告ゲート



税関検査場電子申告ゲートは、2025年4月現在、成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港で運用しています。「Visit Japan Web」で作成した2次元コードとIC旅券（パスポート）を電子申告端末に読み取らせ、案内に従って手続きを進めることにより「携帯品・別送品申告書」の提出手続きが完了します。また、端末で手続きをする間に顔写真を撮影して、旅券（パスポート）のICチップに搭載された顔画像と照合して本人確認を行います。電子申告端末での手続きを完了させ、電子申告ゲートに進むと、歩きながら、再度、顔写真を撮影し顔認証が行われるため、スムーズに通過することができます。



(Visit Japan Web へのログインはこちらから！)



(9) 共同キオスク



財務省税関及び出入国在留管理庁（入管）では、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする『共同キオスク』を2026年4月現在、関西国際空港、東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港（第3ターミナル）、福岡空港で運用しています。

共同キオスクでは、これまで税関・入管それぞれに提供していた旅券情報・顔写真(加えて外国人の入国手続では指紋)・申告情報を同時に提供することが可能となるため、税関・入管手続にかかる重複する部分が解消され所要時間の短縮に繋がります。

(10) デジタルフォレンジックの活用

デジタルフォレンジックとは、犯罪立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続きのことを指します。犯罪において悪用された通信機器等のデジタルデータから収集した情報が、事件解明のための重要な客観的証拠となることがあります。社会経済のICT化の進展に伴い、今後、その重要性は益々高くなるものと考えられます。

2. 情報を活用した取締り

(1) 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（CIS : Customs Intelligence database System）等を全国の税関官署に配備して情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施しています。

(2) 事前情報の活用

効果的・効率的な取締りを図る観点から、税関では、乗客予約記録（航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報）等の事前情報を積極的に活用した水際取締りを実施しています。

(3) 体制の整備

各税関に密輸情報を担当する情報管理室（官）をそれぞれ設置するとともに、全国規模で情報の収集・分析を行う情報センターを設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析するなど、情報収集・分析の強化に努めています。

また、密輸形態の組織化、広域化に対応するため、犯則調査センター室、監視取締センター室を設置し、3つのセンターの連携により、税関の管轄を跨ぐ事案等について、効率的かつ効果的な取締りを実施しています。

(4) 業界団体からの情報収集の強化

財務省関税局・税関は、法令で輸入が禁止されている物品の国内流入やテロ未然防止に向けた水際対策の一環として、民間企業や業界団体との協力関係を強化しており、各種業界団体等とMOU等を締結しています。

財務省関税局とのMOU締結先 – 業界13団体、民間企業6社

〈法令で輸入が禁止されている物品の国内流入、テロ未然防止に関する覚書〉

日本船主協会、定期航空協会、航空貨物運送協会、日本通関業連合会、
外国船舶協会、大日本水産会、日本外航客船協会、全日本ホテル連盟、
日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、
全国漁業協同組合連合会、日本海洋レジャー安全・振興協会
日本貿易関係手続簡易化協会

アマゾンジャパン合同会社、日本郵便株式会社、楽天グループ株式会社

〈マネー・ローンダリングの水際取締りに関する覚書〉

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行

(2026年4月現在)

（５）一般国民からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、ポスター、税関ホームページ及びSNS（X、Facebook、YouTube）等を活用して税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っています。

【リーフレット】



【ポスター】



※ このほか、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向け、宿泊業者向けのリーフレットをそれぞれ制作・配布。

【税関チャンネル YouTube】



CUSTOMS PRIDE～ボクらの使命～

動画はこちら

YouTube 税関チャンネル



【税関 X】



【税関 Facebook】



@Custom_kun

@Japan.Customs

密輸ダイヤル
(24時間受付：フリーダイヤル)

シロイ クロイ
0120-461-961

(密輸に関する情報は、財務省税関まで)

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>



密輸情報提供ページ

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



3. 関係機関との連携強化

(1) 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施するため、税関、警察、海上保安庁等の関係機関がそれぞれ有する情報、機器、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施しています。



(2) 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関との情報交換を行っています。



4. 国際的な情報交換等の推進

(1) 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、情報センター内に国際情報センター室を設置しています。また、諸外国との間で不正薬物等の密輸に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組を進めています（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びWCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO）を中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っています。

（参考）RILO（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）

WCOのRILOは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点です。我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年12月に世界初のRILOとして発足、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行ってきました。令和6年1月から、我が国に事務所が移転しており、同事務所が関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）として機能することで、我が国の情報収集ネットワークの強化が期待されます。

(2) 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を円滑に行うため、税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組を進めています。また、締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めています。

（参考）税関相互支援協定等

税関相互支援協定等は、税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束です。

(3) 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っています。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っています。

(4) 国際会議への参加

監視取締りに関する国際協力の在り方等を議論するWCO監視委員会、WCOに加入するアジア・大洋州地域の税関間で密輸情勢に係る情報交換等を行うRILOコンタクト・ポイント会合、国連における麻薬委員会などの国際会議（オンラインを含む）に積極的に参加し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っています。



税関相互支援協定等の現状（2026年3月現在）

発効済 又は 署名済 (41か国・ 地域 注1)	<税関相互支援協定> 米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、EU（2008.2）、ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）、南アフリカ（2012.7）、ドイツ（2014.12）、スペイン（2015.5）、<u>ノルウェー（2016.9）</u>、<u>メキシコ（2018.7）</u>、<u>ウズベキスタン（2019.12）</u>、<u>英国（2021.1）</u>、<u>ブラジル（2021.9）</u>、<u>ウルグアイ（2021.10）</u>、<u>モルドバ（2022.6）</u>、<u>バングラデシュ（2023.4）</u>、<u>ボリビア（2023.6）</u>、<u>イラン（2025.6）</u> <経済連携協定関連> 注2 シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）、インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）、スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、<u>インド（2011.8、2022.5改定）</u>、<u>ペルー（2012.3）</u>、<u>オーストラリア（2015.1）</u>、<u>モンゴル（2016.6）</u>、CPTPP（※） （※）CPTPP参加国：メキシコ（2018.12）、シンガポール（2018.12）、ニュージーランド（2018.12）、カナダ（2018.12）、オーストラリア（2018.12）、ベトナム（2019.1）、ペルー（2021.9）、マレーシア（2022.11）、チリ（2023.2）、ブルネイ（2023.7）、英国（2024.12） 注3 <税関当局間取決め> <u>オーストラリア（2003.6、2017.7改定）</u>、<u>ニュージーランド（2004.4、2014.6改定）</u>、<u>カナダ（2005.6）</u>、<u>香港（2008.1）</u>、<u>マカオ（2008.9）</u>、<u>フランス（2012.6）</u>、<u>ベルギー（2017.7）</u>、<u>オーストリア（2019.5）</u> <その他> 台湾（2017.11） 注4
---	---

（注1）別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上（例：オーストラリアとは経済連携協定、CPTPP及び税関当局間取決めを作成）

（注2）経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

（注3）英国以外の国については、協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力が発生

英国については加入議定書が発効した国との間で、順次協定の効力が発生

（注4）公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

（注5）（ ）内は発効年月

（注6）下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

（５）国境取締能力向上に向けた関税技術協力事業

我が国税関は、開発途上国税関の総合的な能力向上を目的に、我が国の外交方針等も踏まえ、開発途上国税関からの支援ニーズに基づき、関税技術協力を実施しています。具体的には、開発途上国税関の職員を本邦に招聘して行う「受入研修」や、我が国税関職員を研修講師として開発途上国税関に派遣する「専門家派遣」を実施しています。

開発途上国税関の国境取締能力向上は、税関間のグローバルな協力による密輸阻止やテロ対策等に貢献するもので、開発途上国のみならず我が国にとっても安全・安心な社会の実現に欠かせないものであるため、不正薬物の密輸に関する情報の収集・分析、リスク管理、監視取締といった分野における技術支援を積極的に実施しています。